

建物を解体・改修するには

ー石綿を含むスレート板、ビニル床タイルに注意!ー



建築物等の解体・改修を行う際には、石綿(アスベスト)が建材に使用されているか必ず事前に調査し、記録することが義務付けられています。

石綿が使用されていた場合、適切な飛散・ばく露防止措置をとる必要があります。

本パンフレットでは、石綿が含まれる成形板等の除去の際の留意事項を中心にとりまとめています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建物等の解体・改修における事前調査

建築物解体・改修時には、木造建築であっても、吹き付け材がなくても、石綿の有無を判断するための事前調査が義務付けられています。目視や設計図書等で判断がつかない場合は、石綿があるものとして作業を行うか、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。また、これらの調査を終了した日、調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。（石綿障害予防規則第3条）

詳しくは、4ページ目の「事前調査の流れ」（模式図）をご覧ください。

石綿含有成形板等を除去する作業（いわゆるレベル3作業）

取扱い時の発じん性が比較的低い、石綿を含有する成形板等【スレートボード、吸音板、ビニル床タイル（Pタイル）、けい酸カルシウム板、サイディング、セメント板等】を除去する作業であっても、**破壊や破断を行ったり、また、適切な飛散・ばく露防止措置を伴わなければ、高濃度の石綿にばく露するおそれがありますので注意が必要です。**

建築物の施工部位の例

天井／壁	内装材	：スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パルプセメント板
天井／床	吸音断熱材	：石綿含有ロックウール吸音天井板
床材		：ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天	外装材	：窯業系サイディング、スラグせっこう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
屋根材		：スレート波板、住宅屋根用化粧スレート

石綿とは

石綿は、アスベストとも呼ばれているもので、天然に産出する鉱物の一種です。

石綿は、熱や摩擦に強い等の性質から、これまでさまざまな用途に使用されてきましたが、特に建築材料として多量に使用されてきました。

石綿の有害性としては、石綿の粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を発生させるおそれがあります。

- ① 石綿肺（じん肺の一種）：肺が線維化するもので、せき等の症状が現れ、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。
- ② 肺がん：肺にできる悪性の腫瘍です。
- ③ 胸膜、腹膜等の中皮腫（がんの一種）：肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍です。

作業計画の策定と実施

石綿含有成形板等の建材を除去する作業では、次の点に留意して作業の計画を策定するとともに、作業を実施してください。

1) 作業計画の策定

石綿除去作業に必要な作業計画は、事前調査の結果や建築物の解体に関する作業計画を踏まえたものにしましょう。

2) 作業の方法

■手ばらし作業

可能な限り破壊や破断を伴わない方法で行い、原則として手ばらしで、原形のまま除去してください。それができない場合は十分に湿潤化し、高性能真空掃除機で集じんしながら作業してください。

取りはずした建材は高所からの投下などのないように注意してください。



3) 石綿粉じんの発散防止

■湿潤化

原則として散水又は薬液の散布等により、湿潤化して作業を行います。散水することにより足元が滑りやすくなることや重量物などが手から滑って落下する恐れがある場合は、留め付け部分のみでもかまいません。



4) 労働者の石綿粉じんのばく露防止対策

労働者の健康障害を防止する観点から、以下が石綿障害予防規則により義務付けられています。

① 石綿作業主任者の選任

② 労働者への特別教育の実施

(対象は解体等作業に従事する労働者全員です。)

③ 適切な呼吸用保護具の使用

(電動ファン付き呼吸用保護具又は取替式防じんマスク【RS3・RL3】を使用してください。)

④ 保護衣又は作業衣の使用

⑤ 作業に関係ない者の立入禁止措置

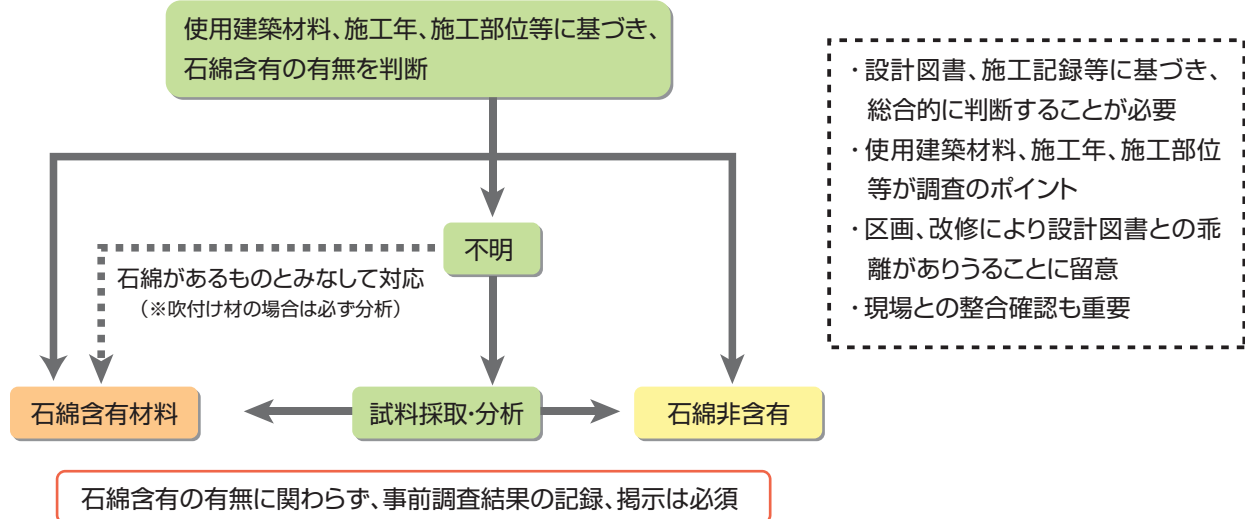
⑥ 作業の記録及び保管(40年間)

⑦ 健康診断の実施及び記録の保管(40年間)



※ 石綿吹付け材や石綿含有保温材等の除去作業では、より厳重な飛散・ばく露防止対策を講じるとともに届出等が必要です。

事前調査の流れ



罰則について

石綿障害予防規則は労働安全衛生法に基づく省令であり、各規定に違反した場合は、労働安全衛生法に基づく罰則の適用があります。(一部規定を除く)

石綿含有成形板等を取り外した後は次の点にも留意

▼ 再利用しないでください

建築物等に使用されていた石綿含有成形板等を取り外した後に再利用したり、他者に譲渡・提供することは固く禁じられています。(労働安全衛生法第55条)

▼ 壊さないでください

取り外した石綿含有成形板等は、壊さずに廃棄してください。サイズが大きく運送等に当たり、やむを得ず切断等する場合には、十分湿潤化するとともに、適切な呼吸用保護具を着用し、石綿粉じんの飛散・ばく露を防止してください。

その他の一般的な安全衛生対策

- ▼ 建物の解体・改修時には、屋根や足場等からの転落に注意すること
- ▼ スレート板等の踏み抜きによる転落事故にも注意すること
- ▼ 建設用機械(重機)の近くでの作業は避けること
- ▼ 作業の前後にこまめに水分、塩分を摂取するなど熱中症対策を講じること

● 詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。